

大阪府感染症対策本部設置要綱

(目的)

第一条 感染症の発生の疑いを把握した場合、庁内の各組織が相互に連絡調整を図り、総合的な対策を推進するため、大阪府感染症対策本部（以下「対策本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 対策本部は、次に掲げる事項について、協議し、決定する。

- 一 感染状況等や感染予防対策、保健・医療体制の整備等に関する事項
- 二 その他必要な事項

(組織)

第三条 対策本部は本部長、副本部長及び本部員をもって構成する。

- 2 本部長には知事を、副本部長には副知事の職にある者をもって充てる。
- 3 本部員は別表第一に掲げる職にある者とし、本部長は、内容に応じ、会議への出席者を限定することができる。
- 4 本部長は必要があると認めるときは、その都度本部員以外の者に出席を求め、又は書面により意見を聴くことができる。

(運営)

第四条 本部長は本部会議を招集し、これを主宰する。

- 2 副本部長は本部長を補佐し、本部長が不在のときは、あらかじめ本部長が指名する副本部長がその職務を代理する。

(専門家会議)

第五条 対策本部に、感染症に関する専門的な知識を有する者等の意見その他助言を聴くための専門家会議を置く。

(幹事会)

第六条 対策本部に幹事会を置く。幹事会は別表第二に掲げる職にある者（以下「構成員」という。）をもって構成する。

- 2 幹事会は、健康医療部保健医療室医療・感染症対策課長が招集し、これを主宰する。
- 3 健康医療部保健医療室医療・感染症対策課長は、内容に応じ、意見を聴取する構成員を限定すること及び構成員以外の者の出席を求めることができる。

(謝礼金)

第七条 第三条第四項により会議に出席又は書面により意見を提出した者に対し、謝礼金を支払うことができる。

- 2 前項の謝礼金の額は、日額九千八百円とする。

(費用弁償)

第八条 第三条第四項による会議出席者の費用弁償の額は、職員の旅費に関する条例（昭和四十年大阪府条例第三十七号）による指定職等の職務にある者以外の額相当額とする。

- 2 前項の費用弁償の支給についての路程は、所在地の市町村から起算する。

(対策本部の庶務)

第九条 対策本部の庶務は、健康医療部保健医療室医療・感染症対策課が行う。

(雑則)

第十条 この要綱に定めるもののほか、対策本部の運営に関し必要な事項は本部長が定める。

附則

この要綱は、平成 8 年 7 月 23 日から施行する。

この要綱は、平成 9 年 4 月 22 日から施行する。

この要綱は、平成 10 年 6 月 9 日から施行する。

この要綱は、平成 12 年 4 月 13 日から施行する。

この要綱は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表第一（本部員）

副首都推進局長 危機管理監 政策企画部長 報道監 万博推進局長 総務部長 財務部長 スマートシティ戦略部長 府民文化部長 I R 推進局長 福祉部長 健康医療部長 商工労働部長 環境農林水産部長 都市整備部長 大阪都市計画局長 大阪港湾局長 教育長 府警本部長
--

別表第二（幹事会）

副首都推進局 危機管理室 政策企画部 万博推進局 総務部 財務部 スマートシティ戦略部 府民文化部 I R 推進局 福祉部 健康医療部 商工労働部 環境農林水産部 都市整備部 大阪都市計画局 大阪港湾局 教育庁 府警本部	総務担当課長 防災企画課長 災害対策課長 政策企画総務課長 企画室政策課長 総務部総務課長 法務課長 財政課長 スマートシティ戦略総務課長 府民文化総務課長 企画課長 福祉総務課長 健康医療総務課長 保健医療室保健医療企画課長 〃 医療・感染症対策課長 〃 地域保健課長 商工労働総務課長 環境農林水産総務課長 都市整備総務課長 計画推進室総務企画課長 総務部総務課企画調整担当課長 教育総務企画課長 総務部総務課長
---	--